

子ども医療費助成の制度が一部変更になります！

01. 子ども医療費自己負担金に月額上限が設けられます

令和5年8月診療分から1人の児童が、1つの医療機関において、月毎に入院11日目、通院6回目以降は自己負担金が無料になります。

※入院と通院は分けてカウントを行います。

○1人の児童が1つの医療機関にひと月7回通院した場合

※市民税所得割課税世帯の場合

受診回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
自己負担額	200円	200円	200円	200円	200円	0円	0円

月額上限が適用されます



受給券を忘れた場合や県外受診により償還払いを受ける場合

償還払いを受ける場合も月額上限の対象となります。

月額上限を適用する場合は、1か月分全ての領収書をまとめて富津市役所こども家庭課に提出してください。

02. 子ども医療費助成の対象を18歳まで拡充します

子ども医療費助成制度の対象を18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡充します。

対象年齢拡充に伴う手続きの必要はありません。

毎年7月末までに8月1日から有効期限の受給券を送付します。

!!対象児童が以下に該当する場合は子ども医療費助成の対象外となります!!

○婚姻している

(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)

○就職し、保護者の被扶養者でなくなったとき

○生活保護を受けるようになったとき

富津市役所 こども家庭課
☎ 0439-80-1256 (受付時間 平日8:30~17:15)



第3子以降に係る放課後児童クラブの保育料の補助金について

多子世帯の経済的負担を軽減するため、市独自に、第3子以降の放課後児童クラブの保育料を補助します。

● 対象児童

次の①②のいずれも満たす児童

①市内に住民登録がある児童

②市内の放課後児童クラブを利用し、かつ、第3子以降である児童

(第1子の年齢は問いません)

● 補助額

月額上限額1万円

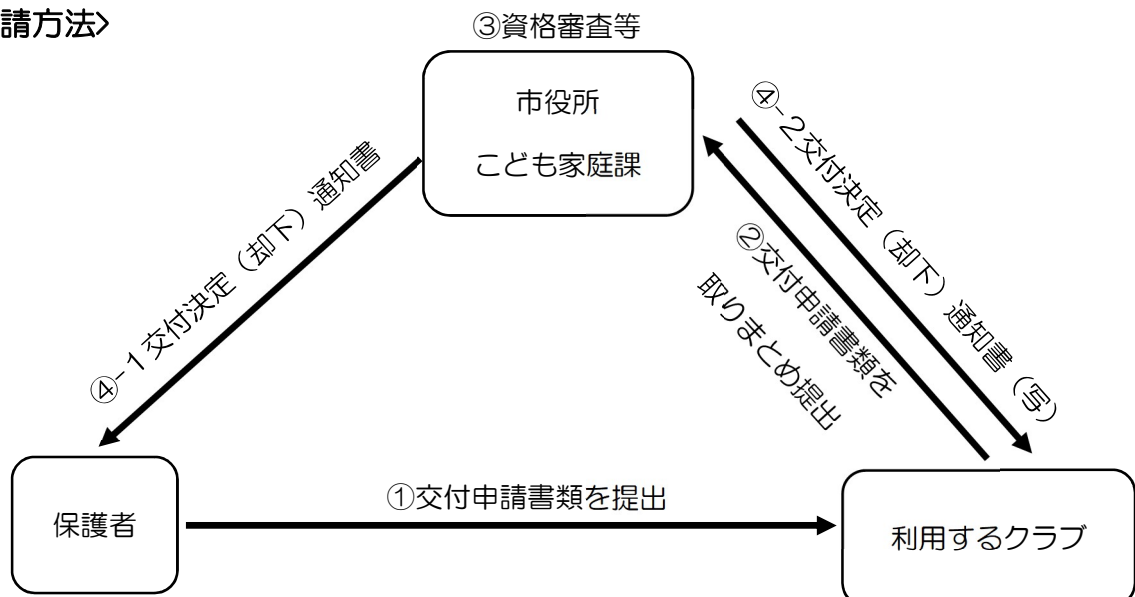
※クラブの規定で定めた月額保育料（クラブの規定により、保育料が減免となる場合は、減免後の保育料）と月額上限額1万円を比較して、少ない額が補助額となります。

※月額上限額を超えた場合、超えた分の金額は、保護者の負担となります。

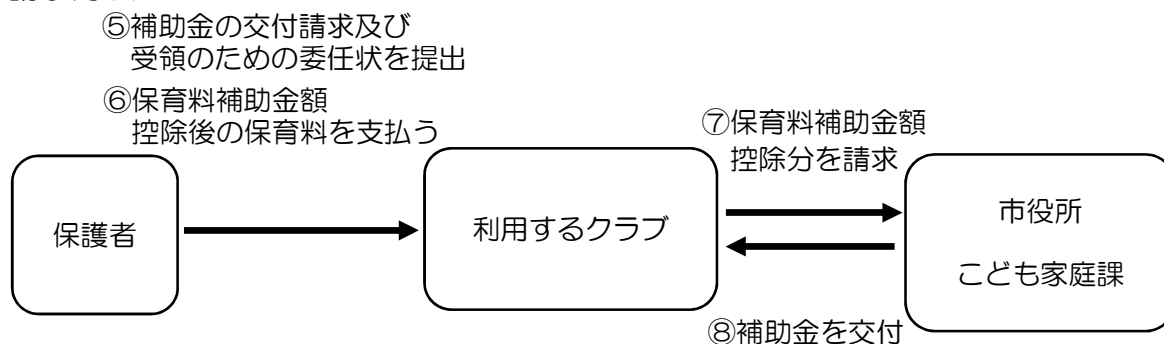
※長期休暇中の保育料加算額、飲食物費、教材費、行事費その他の実費徴収費は、補助の対象となりません。

● 交付請求のながれ

〈申請方法〉



<請求方法>



(例1) 保育料月額 15,000 円、クラブ独自の兄弟割引額 3,000 円の場合
保育料補助金額 10,000 円、クラブに支払う保育料 2,000 円

(例2) 保育料月額 10,000 円、クラブ独自のひとり親割引額 2,000 円の場合
保育料補助金額 8,000 円、クラブに支払う保育料 0 円

● 申請に必要な書類

- ・ 第3子以降放課後児童クラブ保育料補助金交付申請書

- ・ 委任状

※補助金の交付請求及び受領をクラブに委任することで、
保育料補助金を差し引いた保育料をクラブに支払うことができようになります。

クラブから
配付されます

- ・ 戸籍抄本（別世帯に兄弟姉妹がいる場合のみ添付してください。）

※戸籍抄本は、令和6年度以降も継続して補助を受ける場合は、世帯の状況に変更がある場合のみ添付していただきます。

● 留意事項

- ・ 年度途中で離婚・婚姻等により、世帯の状況に異動があった場合は、子育て家庭課へご連絡ください。
- ・ 補助対象者の確認のため、申請者（保護者）の同意の上、世帯の住民基本台帳等に係る事項について、公簿等により確認させていただきます。

お問い合わせ
富津市子育て家庭課
☎0439-80-1256